

令和7年 第9回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和7年第9回 志布志市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和7年9月22日(月)						
招集の場所	志布志市役所有明庁舎 3階会議ホール						
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和7年9月22日 午前9時30分					
	閉会	令和7年9月22日 午前10時33分					
応(不応)招 委員並びに 欠席委員	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	
○出席	1	上野 克比古	○	11	神宮司 順子	○	
×欠席	2	福岡 裕幸	×	12	畠山 豊子	○	
△不応招	3	山迫 洋一	○	13	宮脇 茂樹	○	
△公務欠席	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○	
	5	吉野 寅三	○	15	坪山 博志	○	
	6	坂中 則雄	○	16	平川 真由美	○	
	7	柳井 義郎	○	17	福岡 剛	○	
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	○	
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	○	
	10	桺山 信彦	○	20	福留 幸嘉	○	
会議録署名委員	席番1番	上野 克比古	席番3番	山迫 洋一			
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	高野	事務局次長	黒石			
	主幹兼農地GSL	宮島	主幹兼農地GSL	圖師			
	主事補	河野	主事補	花木			
委員会日程名	別紙のとおり						

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	脇田 廣昭	×	9	坪田 則義	×
2	工藤 雅彦	○	10	大田 唯春	○
3	嶽 利浩	○	11	本田 浩昭	×
4	今市 光則	○	12	春田 豊美	○
5	池袋 良子	○	13	圓福 悟	○
6	谷宮 誠實	○	14	垣内 りえ子	○
7	下山 重治	○	15	竹吉 雄二	○
8	道山 幸治	○	16	山下 直樹	○

会議に付した 事 件	<p>議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第57号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について</p> <p>議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第60号 非農地証明願の承認について</p> <p>議案第61号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について</p> <p>議案第62号 地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見について</p> <p>議案第63号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について</p> <p>議案第64号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）の採択について</p>
---------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和7年第9回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>福岡裕幸委員から欠席の届出がございました。</p> <p>また、本日出会を要請しておりました農地利用最適化推進委員のうち、脇田委員、坪田委員、本田委員から欠席の届出がございました。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番1番、上野委員と、席番3番、山迫委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p>
委員	山迫	<p>日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、あっせんの経過につきまして、山迫委員の報告をお願いいたします。</p> <p>○○さんの分ですが、隣接する住宅の人と連絡をとりまして今からあっせん活動を進めたいと思います。以上で報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、福岡裕幸委員の報告ですが欠席のため、事務局の方で報告をお願いいたします。</p>
事務局	黒石	<p>それでは、令和7年2月の総会で依頼のありました○○さんの畠のあっせんですが、福岡裕幸委員から欠席の連絡がありました。</p> <p>事務局に活動経過について連絡がありましたので、代わりまして報告いたします。</p> <p>現在、買い手を探しているものの、決定には至っていないため、引き続き活動を継続していくとのことでした。以上で報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、工藤委員の報告を2件まとめてお願ひいたします。</p>
委員	工藤	<p>○○さん及び○○さんのあっせんの状況ですけれども、田でもあり、中々見つかっておりません。</p>
議長	萩迫	<p>引き続き活動をしていきたいと思います。</p>
委員	柳井	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、柳井委員の報告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました○○さんのあっせんの活動報告をいたします。</p> <p>畠が、山あいに面しているせいもあって、中々決まりませんが、現在1人話しを聞いてもらっているところです。これで報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	宮脇勇	<p>○○さんの分ですが、買い手はいるのですが、どうしても金額が折り合い</p>

		ません。売り手の方が下げてもらえませんので、引き続き交渉し、あっせん活動を継続していきます。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、平川委員の報告をお願いいたします。
委員	平川	7月の総会で依頼のありました〇〇さんの分のあっせんですが、なかなか買う方の意見がいろいろありますと返事をもらえません。
議長	萩迫	今後も活動していきたいと思います。 はい、ご苦労さまでした。 次に、私の関係分について報告いたします。
会場		9月1日、事務打合せを、9日、議案打合せをそれぞれ事務局にて行いました。 また、8月29日を皮切りに、令和7年度志布志市秋季畜産品評会が地区ごとに開催されましたので、それぞれ記載のとおり参加いたしました。 最後に、委員、推進委員が出席した会議等について報告いたします。
議長	萩迫	9月1日から2日にかけて、鹿児島市で開催されました鹿児島県農業委員会女性委員の会総会・研修会並びに農業者年金加入推進特別研修会に神宮司委員、畠山委員、平川委員、池袋委員が出席いたしました。
委員	神宮司	以上で、報告を終わります。 次に、日程第4、議案第56号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 まずは、5ページ、番号80番について審議いたします。番号80番は、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、神宮司委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました番号80番を報告いたします。 譲渡人は、宮崎県都城市若葉町〇〇号〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町安楽平城にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。 申請地は、議案書5ページに記載されているとおりで、申請地の場所は、志布志市学校給食センターから約2km南へ行くと三差路があり左折、びろうの樹病院方向へ進みます。3つ目の十字路を右折、右側の2枚目3枚目と、3枚目の裏に1枚、そこからさらに進んだ左6枚目にあります。 法人事務所から10分以内のところにあります。 株式会社〇〇さんは、農地所有適格法人で、代表者と社員、従業員計7名で、お茶、水稻、そばを栽培しており、申請地にも水稻を作付けする予定とのことです。 トラクター2台、耕運機3台、自走式田植え機、コンバイン1台を保有しております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。

		ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 81 番について審議いたします。それでは、同じく、神宮司委員の報告をお願いいたします。
委員	神宮司	会長より依頼のありました番号 81 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町安楽上門にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書 5 ページに記載されているとおりで、申請地の場所は、安楽小学校から 50mほど南へ走り右折、1 km進んで下り、平城橋があります。平城橋手前右側川沿いに位置します。 譲受人宅から、車で 5 分以内のところにあります。 〇〇さんは、認定農業者であり、酪農を経営されており、家族 3 人で乳牛親牛・子牛、合計 75 頭を飼育しています。 申請地には、牧草を作付けする予定とのことです。 また、トラクター 4 台、タイヤローダー 1 台、ハーベスター 1 台、ダンプ 1 台、ミキサー車、バキュームカー各 1 台を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
会場		次に、6 ページ、番号 82 番について、審議いたします。それでは、柳井委員の報告をお願いいたします。
委員	柳井	会長より依頼のありました番号 82 番を報告いたします。 譲渡人は、鹿屋市串良町にお住まいの〇〇さん、77 歳で、譲受人は、志布志町内之倉にお住まいの〇〇さん、53 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道 3 号を串間方向に進み、小岩井自動車整備工場を左折し、池野公民館の先、約 200 m を右折した先の左下の田んぼです。 譲受人宅からは、徒歩 1 分のところにあります。 〇〇さんは、認定農家ではありませんが、畜産業と青果用甘藷 600 a 、稻

		作 60 a を栽培しており、申請地には稻作が作付けられていました。 また、トラクター 5 台、甘藷機械一式、田植え機、コンバイン、トラック、軽トラ等を保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 83 番について、審議いたします。
		それでは、坪山委員の報告をお願いいたします。
委員	坪山	会長より依頼のありました番号 83 番を報告いたします。 譲渡人は、高吉自治会にお住まいの〇〇さん、75 歳です。 譲受人は、同じ高吉自治会にお住まいの〇〇さん、75 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、市道吉村押切 1 号線沿いのグリーンロード志布志線の高吉交差点の信号機を右折しますと、野井倉大橋方向が見えますが、その西側の方向に約 300m 進み左折し、市道有明高吉線を南へ 350m 進んだ右側の 2 番目にあります。 譲受人宅からは、徒歩で 2、3 分でございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦と子供 2 人の 4 人で、稻作とイチゴを主に栽培しておりますが、申請地には、イチゴを作付する予定とのことです。
		また、トラクター 1 台、軽トラック 1 台を保有しております。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも、支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 84 番について、審議いたします。
		それでは、同じく、坪山委員の報告をお願いいたします。
委員	坪山	会長より依頼のありました番号 84 番を報告いたします。 譲受人は、高吉自治会にお住まいの〇〇さん、75 歳です。 譲受人は、第一上苑自治会にお住まいの〇〇さん、50 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、これも同じく市道吉村押切

		1号線沿いのグリーンロード志布志の高吉交差点を右折し、先ほど言いましたところの野井倉大橋方向、西側へ約300m進み左折し、市道有明高吉線を南へ350m進んだ道路沿いの先ほどは2番目でしたけど、1番目にありますて隣同士ということになります。
		譲受人宅からは、徒歩で5分のところにあります。
		○○さんは、認定農業者であり、奥さんと2人で、イチゴを主に栽培しております。
		申請地にも、イチゴを作付けする予定とのことです。
		また、トラクター1台、軽トラック1台を保有しております。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも、支障はないと思われます。
		ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、7ページ、番号85番について、審議いたします。
		それでは、平川委員の報告をお願いいたします。
委員	平川	会長より依頼のありました番号85番を報告いたします。
		譲渡人は、有明町山重○○番地○にお住まいの○○さん、38歳です。
		譲受人は、有明町野神○○番地○にお住まいの○○さん、41歳です。
		申請地は、議案書に記載されているとおりで、相手方の要望、規模拡大です。
		申請地の場所は、野神校区内をそお街道が走っております。その街道沿いに、曾於地区森林組合があり、その森林組合の西側に材木置き場があります。その材木置き場の西の方を見て左下になります。
		譲受人宅からは、車で5分のところにあります。
		○○さんは、認定農業者であり、法人○○製茶の役員でもあります。お茶、畑作園芸を主に栽培しておられ、申請地には、甘藷を作付する予定とのことです。
		また、トラクター1台、耕運機1台、2t トラック1台を保有されています。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも、支障はないと思われます。
		ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 86 番について、審議いたします。 それでは、榎山委員の報告をお願いいたします。
委員	榎山	会長より依頼のありました番号 86 番を報告いたします。 譲渡人は、有明町山重にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町山重にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、1168 番 4 は、市道一丁田宇都鼻線 J A あおぞら福祉センターから宇都中方面へ 400m 進み、そこを左折し、200m 進み左折し、100m 進み右折し、100m 進んだ左手に位置します。 水稻が作付してありました。 11120 番 5 は、県道 523 号線志布志有明線の芝用交差点から野神方面へ 200m 先を左折し、150m 進んだ右手に位置します。 お茶が作付してありました。 譲受人宅から、田は 15 分、畑は 5 分のところにあります。 〇〇さんは、夫婦で水稻、甘藷、お茶を栽培しており、申請地にも継続して、水稻・お茶を作付する予定とのことです。 また、トラクター 1 台、トラック 1 台を保有しています。 親子関係にあり、親子による贈与と受贈です。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも、支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 87 番と、8 ページ、番号 88 番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、番号 87 番と 8 ページ、番号 88 番につきましては、一括して報告を受け、審議することいたします。
委員	榎山	それでは、同じく、榎山委員の報告を 2 件まとめてお願ひいたします。 会長より依頼のありました番号 87 番と番号 88 番を報告いたします。 まず、番号 87 番の譲渡人は、有明町山重にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町山重にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、11086 番 2 は、県道 523 号志布志有明線の芝用交差点から野神方面 200m 先を左折し、100m 進み左折

		<p>し、200m進んだ右手になります。牧草が作付してありました。</p> <p>次に、11120番1は、先ほどの番号86番の11120番5の隣になります。お茶が作付してありました。</p> <p>譲受人宅からは、5分のところにあります。</p> <p>次に、番号88番の譲渡人は、有明町山重にお住まいの○○さんで、譲受人は、先ほどの番号87番と同じく○○さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、先ほどの番号86番の1168番4の隣になります。水稻が作付してありました。</p> <p>譲受人宅からは、15分のところにあります。</p> <p>○○さんは、夫婦で水稻、甘藷、お茶を栽培しており、申請地にも継続して水稻を作付する予定です。</p> <p>また、トラクター1台、トラック1台を保有しています。</p> <p>親子関係と、兄弟関係による贈与と受贈です。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも、支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号87番につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
会場	委員	次に、番号88番につきまして、何かご意見ございませんか。
議長	萩迫	(会場 なし)
会場	委員	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
議長	萩迫	(会場 異議なし)
会場	委員	異議なしと認めます。
議長	萩迫	次に、番号89番について、審議いたします。
会員	隈元	それでは、隈元委員の報告をお願いいたします。
		会長より依頼のありました番号89番を報告いたします。
		譲渡人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの○○さんで、譲受人は、同じく松山町尾野見にお住まいの○○さんです。
		申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、曾於大野原土地改良区事務所前から、南へ150m進み、東へ80m行ったところの畑です。
		譲受人宅からは、5分のところにあります。
		○○さんは、夫婦で、水稻16a、甘藷270aを栽培しており、申請地には、甘藷が作付されていました。
		また、トラクター3台、甘藷ハーベスター1台、タイヤショベル1台、軽ト

		ラック 2 台を保有しています。
議長	萩迫	以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも、支障はないと思われます。
会場	委員	ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって日程第 4、議案第 56 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第 5、議案第 57 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。
		まずは、10 ページ、番号 6 番を審議いたします。現地を調査された畠山委員の報告をお願いいたします。
委員	畠山	議案第 57 号、番号 6 番について報告いたします。
		調査日は、9 月 5 日、調査員は、坪山委員、竹吉委員と私、畠山です。あと事務局から 1 名です。
		申請人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇の株式会社〇〇、代表取締役〇〇さんです。
		立会人は、行政書士の〇〇さんです。
		申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の 4 ページから 6 ページのとおりです。
		場所は、志布志市有明庁舎から、北へ県道志布志有明線とそお街道と交わるところにあるファミリーマート有明野神店から、北へ 400m 進んだ右手に位置します。
		用途区分変更の目的は、現在申請地北側にて製茶業を営んでいますが、この度、既存施設を拡張し、申請地に茶葉を粉碎加工するための工場を建設したいとのことです。
		その他として、既存の茶畠には、畠かん施設がありますが、それを移設したりする手続きを土地改良区にしたり、スプリンクラーの補助金が残っているかどうかいろいろ調査をしたところ、大丈夫だということでした。
		申請地の農地区分は、農用地区内農地であり、用途区分が農業用施設に指定されています。
		以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分の変更をしても問題ないのではないかとの意見の一一致を見ました。
		ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めること

		に、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号7番を審議いたします。現地を調査された坪山委員の報告をお願いいたします。
委員	坪山	議案第57号、番号7番について報告いたします。 調査日は、9月5日、調査員は、畠山委員、竹吉委員、私、坪山と、事務局1名でした。 申請人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇に事務所のある株式会社〇〇、代表取締役〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の7ページから10ページのとおりです。 場所は、ファミリーマート有明野神店からそお街道を北へ520m進んで右折し、市道東原東2号線を東へ35m進んだ右手に位置します。 用途区分変更の目的は、農用地区域に入ったまま、用途を変更するものであります。 農用地区域内は、原則転用不許可ですが、許可できる場合の主に農用地利用計画指定用途であります。 その他といったしまして、申出人は、畠かんの跡地を530m ² を残していましたが、曾於南部土地改良区と協議を行った結果、今回、被害防除計画書も、提出され、また、常に職員駐車場として利用してしまっており、被害の恐れもないことなどから、始末書を付して、追認で申請をするものであります。 以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分の変更をしても問題ないのではないかとの意見の一一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
委員	下山	次に、番号8番を審議いたします。現地を調査された下山委員の報告をお願いいたします。 議案第57号、番号8番について報告いたします。 調査日は、9月5日、調査員は、宮脇委員、福岡委員、私です。あと事務局1名でした。 譲渡人は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、松山町尾野見〇〇番地〇〇号にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及

		<p>び総会資料 11 ページから 13 ページのとおりです。</p> <p>場所は、志布志方面から向かって、尾野見小学校手前 100mを右折し、古渡集落公民館の前の市道古渡論田線を南東へ 300m進み左折し、180m進んだ右手に位置します。</p> <p>除外の目的は、農家住宅です。</p> <p>排水については、雨水は集水枠を介して、北側の市道側溝に放流します。</p> <p>生活排水は、合併浄化槽を通じて、ビニールパイプにて北側の市道側溝に放流します。</p> <p>申請地の農地区分は、土地改良事業の施行地であるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても、やむを得ないのではないかとの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって日程第 5、議案第 57 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。
		次に、日程第 6、議案第 58 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
		まずは、12 ページ、番号 10 番を審議いたします。現地を調査された宮脇勇委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇勇	<p>議案第 58 号、番号 10 番について報告いたします。</p> <p>調査日は、9 月 5 日、調査員は、福岡剛委員、下山委員と私、宮脇です。</p> <p>申請人は、志布志町志布志にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の場所、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料 14 ページから 17 ページのとおりです。</p> <p>場所は、旧エプロンロード近くのアーク大原マンションの前の里道を北西へ 50m進み右折し、20m進んだ右手に位置します。</p> <p>転用目的は一般住宅です。</p> <p>排水は、合併浄化槽で、前の市道の側溝へ流すということです。</p> <p>申請人は、実家に住居していましたが、子供の成長に伴い手狭であったため、申請地に自己の住宅を建設するもので、昭和 51 年に申請地上に家を建て、すでに使用してしまっており、今回始末書を付して、追認で申請するも</p>

		のです。
		申請地の農地区分は、都市計画区域の用途地域が定められた区域内にあるため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。
		第3種農地は原則可能です。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一一致を見ました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第6、議案第58号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第7、議案第59号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
		まずは、14ページ、番号34番を審議いたします。現地を調査された福岡剛委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡剛	議案第59号、番号34番について報告いたします。
		調査日は、9月5日、調査員は、宮脇勇委員、下山委員と私、福岡です。
		譲渡人は、志布志町志布志にお住まいの〇〇さんです。
		譲受人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。
		立会人は、行政書士の〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。
		場所は、県道志布志福山線を岩川方面へ関屋口交差点より約1.1km進み、アーク大原マンション前を、50m進み、左へ曲がり、20m進んだ右手に位置します。
		場所は、先ほどの4条申請の番号10番の申請地の隣に当たります。
		転用目的は一般住宅です。
		排水状況については、雨水は、申請地内の溜柵から申請地南側側溝へ、生活排水は、合併浄化槽から申請地南側の道路側溝へ排水します。
		申請地の農地区分は、都市計画区域の用途地域が定められた区域内にあるため、第3種農地の都市計画用途地域内の地域内農地に該当します。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一一致を見ました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 35 番を審議いたします。番号 35 番は、先ほどの議案第 57 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 8 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。
会場	委員	これにつきまして、何かご意見ございませんか。
議長	萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第 7、議案第 59 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
委員	竹吉	次に、日程第 8、議案第 60 号、非農地証明願の承認についてを議題とします。 まずは、16 ページ、番号 16 番を審議いたします。現地を調査された竹吉委員の報告をお願いいたします。
議長	萩迫	議案第 60 号、番号 16 番について報告いたします。 調査日は、9 月 5 日、調査員は、畠山委員、坪山委員と私、竹吉です。 申請人は、福岡県糸島市南風台〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、A コープあおぞら店から、県道志布志有明線を 110m 東へ進んだ左手の 40m 奥に位置します。 申請地は、令和 6 年に相続したが、昭和 51 年に当該地に住宅を建築し、それ以降、宅地として一体的に利用されており、農地への復元が困難となつたものとのことでした。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても、問題ないとの意見の一一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願ひいたします。
会場	委員	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
議長	萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第 8、議案第 60 号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
		次に、日程第 9、議案第 61 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてを議題といたします。

事務局 河野	<p>はじめに、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 61 号、農用地利用集積等促進計画（案）の利用権の設定分について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、18 ページから 22 ページとなっております。</p> <p>まずは議案書 18 ページの総括表の利用権の設定分をご覧ください。今回の促進計画（案）は、始期が令和 7 年度の 12 月 1 日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 56,991 m²、畑が 108,636 m²、樹園地が 79,231 m²で、合計しますと 244,858 m²となっております。農地の地権者数は 58 名、耕作者となる配分予定者は 30 名です。</p> <p>借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地のすべてを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。21 ページの番号 63・64 番の配分予定者となっている有限会社〇〇は、本市では農地所有適格法人にはなっておりませんが、農地中間管理事業の契約は、解除条件付きの貸借となります。また、ほかの法人については農地所有適格法人であり、特に問題はないと思われます。</p> <p>以上で、議案第 61 号、農用地利用集積等促進計画（案）について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長 萩迫	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、19 ページ、番号 1 番から番号 4 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。</p>
会場	(〇〇委員 退席)
議長 萩迫	それでは、番号 1 番から番号 4 番について、何かご意見ございませんか。
会場 委員	(会場 なし)
議長 萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 委員	(会場 異議なし)
議長 萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場	(〇〇委員 入室)
議長 萩迫	次に、番号 5 番から番号 17 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場	(〇〇委員 退席)
議長 萩迫	それでは、番号 5 番から番号 17 番について、何かご意見ございませんか。
会場 委員	(会場 なし)
議長 萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。 (〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 18 番から 22 ページ、番号 115 番までと、18 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
事務局	宮島	よって、日程第 9、議案第 61 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認については、提案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第 10、議案第 62 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更(案)に係る意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
議長	萩迫	議案第 62 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更(案)に係る意見について、ご説明いたします。
		農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、今回の地域計画の変更ですが、議案書 24 ページ、番号 2 番は、令和 7 年第 8 回定例総会の議案第 53 号、非農地証明交付申請の承認に係る番号 15 番で審議されましたところの変更でございます。
		本来ならば、非農地証明交付申請の承認に係る前に、今回の地域計画の変更を審議しなければならなかつたところではありますが、農政畜産課からの意見聴取の依頼が今回となつたところです。今後このようなことが無いよう事務局としても連携を図つていきたいと考えております。
		次に、番号 3 番は、先ほどの議案第 57 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 8 番、並びに議案第 59 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に係る番号 35 番で審議されましたところの変更でございます。
		ご審議方、よろしくお願ひいたします。
		ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。
		(会場 なし)
		ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
		(会場 異議なし)
		異議なしと認めます。
事務局	黒石	よって、日程第 10、議案第 62 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更(案)に係る意見については、農業委員会としては、特に異議なしの意見を付し、市長へ報告することに決定いたしました。
		次に、日程第 11、議案第 63 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
		議案第 63 号、農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書 26 ページをお開きください。

		<p>番号 14 番の申出者は、有明町原田にお住まいの○○さんで、売買の申出となっております。</p> <p>あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。</p> <p>あっせん委員につきましては、宮脇勇委員、竹吉委員の指名をご提案いたします。</p> <p>番号 15 の申出者は、鹿児島市伊敷にお住まいの○○さんで、有明町原田にお住まいの○○さんから委任を受けた売買の申出となっております。</p> <p>あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。</p> <p>あっせん委員につきましては、宮脇勇委員、竹吉委員の指名をご提案いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
事務局	高野	<p>よって、日程第 11、議案第 63 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 12、議案第 64 号、令和 7 年度農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）の採択についてを議題とします。事務局の説明のあと、それぞれを読み上げ、最後に皆さんの拍手を持って採択するものとします。それでは、よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第 64 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）の採択について、ご説明いたします。</p> <p>農業委員、農地利用最適化推進委員は、特別職の地方公務員の立場であることは、十分認識されていることだと思います。</p> <p>しかしながら、今回、本市の案件ではありませんが、今年度、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が立て続けに発生しているところです。</p> <p>行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。</p> <p>これまで法令遵守や綱紀保持の申し合わせ決議を採択したことはありますでしたが、本委員会においても、再度決議採択を行い、農業委員会の法令遵守、綱紀保持の取り組みの徹底を図るために今回提案するものであります。</p> <p>それでは、議案書の 28 ページを、事前にお願いした農業委員に読み上げていただき、最後に皆さんの拍手をもって採択としますのでよろしくお願ひ</p>

		いたします。
委員	上野	私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。
委員	坂中	特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。
委員	宮脇茂樹	私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。
委員	小園	1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。
会場 議長	委員 萩迫	(全員 拍手) 只今の拍手を持って、議案第64号、令和7年度農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）については採択されました。 以上で、全日程を終了いたしました。

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員